

控除対象扶養親族に関する申立書(認定請求書・所得状況届・現況届用)

- 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(1月から9月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
	フリガナ 氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	就労の有無
1				平成 年 月 日		有・無
2				平成 年 月 日		有・無
3				平成 年 月 日		有・無

※就労している扶養親族の税情報が新潟市にない場合は、その方の所得を確認させていただくことがあります。

- 私の所得税法上の扶養親族には前年(1月から9月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者はいません。

(注意事項)

- この申立書は、「児童扶養手当認定請求書」、「児童扶養手当所得状況届」又は「児童扶養手当現況届」を提出する方が、前年(1月から9月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において、年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいるかどうかの確認のために、ご記入いただくものです。

(参考) 令和6年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の方 :平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた方
令和5年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の方 :平成17年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた方

- 上記□のいずれか該当するものにチェックをし、下記に記名・押印してください。自署の場合は押印を省略できます。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年(1月から9月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において、次のいずれにも該当する方をいいます。
- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)か、都道府県等から養育を委託された児童(いわゆる里子)である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年(1月から9月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年)分の所得税法上の合計所得金額が48万円以下である
 - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない

1月1日(1月～9月認定請求時は前年1月1日)現在の住所地

請求者本人:

扶養義務者※:

※同居の親族がいる場合で、その方の税情報が新潟市にない場合のみ記入

この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

氏名